

摂津市通学路等交通安全プログラム

～通学路及び未就学児経路の安全確保に関する取組みの方針～

平成28年3月 策定

令和3年1月 改正

令和8年4月 改正

摂津市教育委員会事務局

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に市内各小中学校の通学路において、本市教育委員会事務局、本市土木下水道部（平成28年4月から建設部に変更）大阪府摂津警察署、大阪府茨木土木事務所で緊急合同点検を行い、必要な対策を協議し、安全対策を実施しました。

平成28年度からは「摂津市通学路交通安全プログラム」を策定し、プログラムに基づき、児童・生徒が安全に安心して通学できるよう継続的に通学路の安全対策を実施してきました。

また、令和元年5月には、滋賀県大津市において集団で歩道を通行中の未就学児らが死傷する交通事故が発生したため、未就学児が日常的に集団で移動する経路（以下「未就学児経路」という。）について、「未就学児が日常的に集団で移動経路等の交通安全の確保について」（令和元年6月18日国道国技第37号、国道環安第29号）に基づき、同様に緊急合同点検を実施し、対策等の検討を行ってきました。

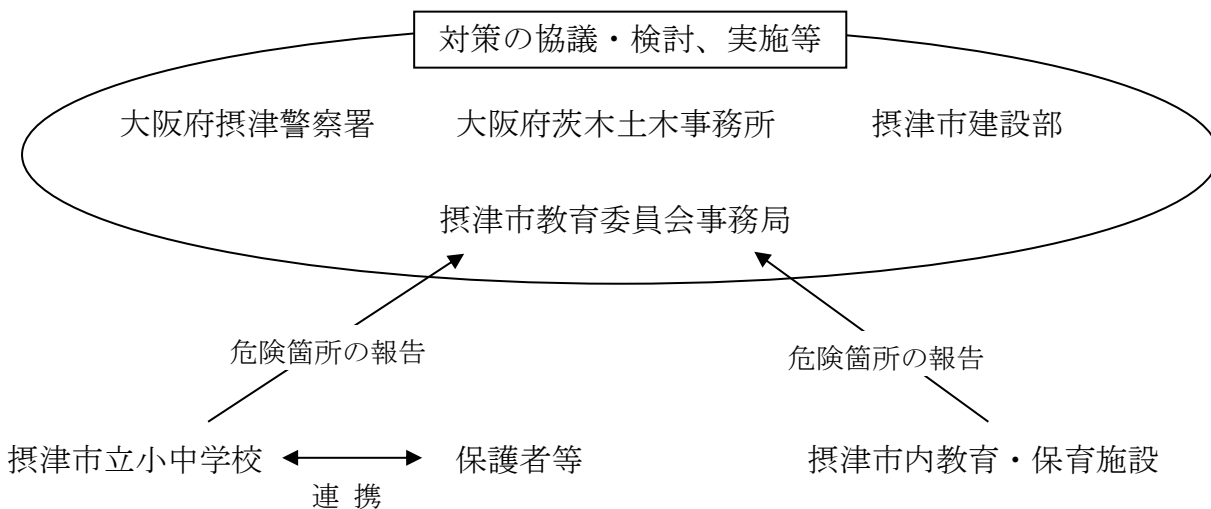
この度、通学路及び未就学児経路（以下「通学路等」という。）の安全確保に向けた取り組みを継続的に行うため、「摂津市通学路交通安全プログラム」を踏襲しつつ、プログラムの対象に未就学児経路を加えた「摂津市通学路等交通安全プログラム」を策定しました。今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携し、通学路等の安全確保を図っていきます。

2. 関係機関の連携

本プログラム実施に伴う関係機関はつぎのとおりです。

- ・ 摂津市教育委員会事務局(教育政策課、保育教育課)
- ・ 摂津市建設部(道路管理課、道路交通課)
- ・ 摂津市立小中学校
- ・ 摂津市内教育・保育施設
- ・ 大阪府摂津警察署
- ・ 大阪府茨木土木事務所

(関係機関の連携イメージ)



3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

<小中学校>

①通学路の指定

各学校は、通学距離および通学時間のみを考慮するのではなく、児童・生徒の安全確保を最優先として考え、通学区域の交通事情等を的確に把握したうえで、児童・生徒の通学に適切な道路を通学路として、毎年指定を行います。

なお、通学路の条件としては、『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（文部科学省 2019）で、つぎのように記載されているため、参考にします。

- ・できるだけ歩車道の区別がある
- ・区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる
- ・遮断機のない無人踏切を避ける
- ・見通しの悪い危険箇所がない
- ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている
- ・犯罪の可能性が低い

②交通安全教育

各学校では「交通安全教育」を行い、児童・生徒に、二輪車・自動車の特性、交通事故の防止等について指導します。

③地域との協働

登下校時の安全確保のために、PTAやセーフティパトロール隊、子どもの安全見守り隊、民生児童委員、子ども見守りボランティアなどが見守り活動を行っていただいています。継続的な活動となるように、またより多くの方に参加いただけるように、地域教育協議会などを通じて、関係団体による情報交換の場を提供していきます。

<小中学校及び教育・保育施設（以下「学校園所」という。）>

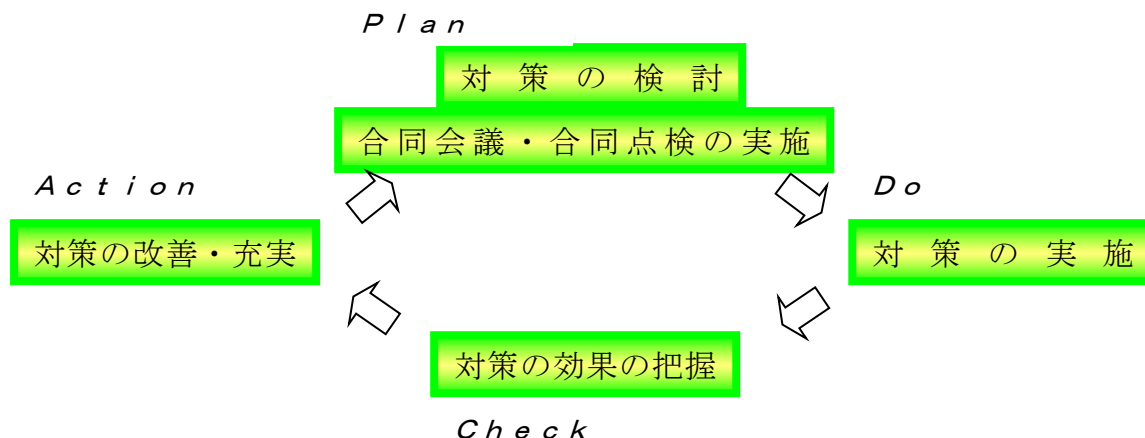
④通学路等の環境整備

児童・生徒の通学時及び未就学児の園外活動時における安全確保について、本市教育委員会事務局、本市建設部、大阪府摂津警察署、大阪府茨木土木事務所（以下「対策検討事務局」という。）で危険箇所に係る対策を協議・検討、必要に応じて合同会議及び合同点検を実施し、適切な安全対策を実施します。

なお、継続的に通学路等の安全を確保するため、対策実施後の効果を把握し、対策の改善・充実を実施します。

当該取組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路等の安全確保を図っていきます。

[通学路等の安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 危険箇所の把握・報告等

- ① 各学校は、定期的に通学路の点検を実施し、子どもの保護者、地域住民からの意見にも配慮し、交通安全の観点から危険性が認められる箇所を選定し、地図等の必要書類を添付して教育委員会事務局（教育政策課）に報告します。

各教育・保育施設は、定期的に園外活動時における未就学児経路を精査・検討し、交通安全の観点から危険性が認められる箇所を選定し、地図等の必要書類を添付して教育委員会事務局（保育教育課）に報告します。

- ② 各学校園所から報告のあった箇所について、対策検討事務局が安全対策を協議し、必要に応じて合同点検等を実施します。（前年度までに合同点検を実施した箇所は必要に応じて実施）

(3) 対策の検討

対策必要箇所については、箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

本市建設部、大阪府茨木土木事務所は、「歩道部分のカラー化」「交通安全啓発の電柱幕・啓発看板の設置」「路面標示の実施、復元」「道路の補修」「歩道の整備、防護柵の設置」等といったハード対策を検討します。

大阪府摂津警察署は「交通規制の実施」「取締まりの強化」、教育委員会事務局及び各学校は新たな「交通安全教育」「交通専従員の配置箇所の見直し」等といったソフト対策を検討します。

※交通専従員の配置について

交通専従員は、原則として、①危険箇所のうち、交通規制等が存在しない箇所、②上記「(3)対策の検討」で記載しているハード対策の実施が困難である箇所、③他の手段での対策が困難である箇所のうち、市域全域の中で危険度の高い箇所を優先して配置します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係機関で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また通学路等が安全になっているか等、対策実施後の効果を把握するため、各学校園所への状況確認や実地調査などにより、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、効果把握等の結果を踏まえ、必要に応じて対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容等については、関係者間で情報を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、市ホームページ等を活用して公表します。